

**平成30年度
震災伝承施設基本計画策定業務**

業務仕様書

**平成30年7月
南三陸町企画課**

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、南三陸町（以下「町」という。）が実施する「平成30年度 震災伝承施設基本計画策定業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者をプロポーザル方式で選定するため、企画提案に必要な事項を記載するものである。

1 目的・趣旨

平成28年3月に策定した「南三陸町第2次総合計画」は、本町の将来像を「森 里 海 ひと いのちめぐるまち 南三陸」とし、これまで本町が目指してきたまちの将来像を踏まえ、震災からの気づきを発展させ、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進する5つのリーディングプロジェクトを掲げている。

本業務は、リーディングプロジェクトの一つ「地域文化の学習プロジェクト」を推進するため実施する防災・減災教育についての取組みであり、本町が東日本大震災から得た知見・教訓と復興へのプロセスを、国内外へ、そして次世代へと広く確実に継承するための効果的な展示方法を検討し、基本的計画にまとめるものである。

2 背景・ねらい

東日本大震災津波からの復旧・復興に関わる個人や団体などがそれぞれ行った各種活動の記録（写真、メモ等）、震災の爪痕を残した遺物、日本全国・世界各国から寄せられた支援物資などのいわゆる震災資料は、人々の記憶に頼らない客観性を持つ生情報であり、未曾有の大災害を後世に伝えていく貴重な歴史的資料である。

震災からすでに7年が経過し、町内に現在残っている震災資料が散逸する前に早急に収集し、適切に保存・整理し、公開することを通じて、震災の記憶として後世に伝承することが被災地の使命として求められている。

このことから、本町が震災伝承施設に求める機能は、これら資料を活用し、本町が経験した災害の恐ろしさや復興のプロセスを伝承すること、そしてたくさんの支援に対する「感謝」の気持ちを町として伝えることである。

また、実際に被災地を肌で感じることは、訪問者にとって災害の追体験となり、震災の記憶を後世に伝承するための有効で重要な手段であることから、本施設を核とし町内に点在する震災伝承資料を結ぶゲートウェイ機能は、必須である。

3 基本事項

(1) 業務の名称

平成30年度 震災伝承施設基本計画策定業務

(2) 委託期間

委託契約締結の日から平成31年2月28日まで

(3) 委託上限額

4,500千円（税込）

(4) 業務内容

①資料等の活用及び展示

ア 保存記録資料

イ 震災遺物

ウ 支援・激励物資

※町所有以外の資料を活用する場合は、事前に町へ提案し、受託者の責任において収集すること。

②展示・運営計画策定検討委員会の運営

③震災伝承施設基本計画の策定

4 企画提案に求める内容

町が収集した資料その他の資料を活用し、コンセプト（資料2-1）を具現化すること。

また、東日本大震災に関する展示に限らず、災害について広く見識を広める防災教育の場として、効果的かつ効率的な展示企画と運営方針を提案すること。

(1) 保存記録資料・震災遺物及び支援物資等以外の資料の作成・提案

町が所有する震災に関するアーカイブ画像、遺物及び支援・激励物資のほか、コンセプトを具現化するため資料を作成する必要がある場合は、作成の方法等を提案すること。

また、災害・減災に対する防災教育のための資料を作成し、提案すること。

(2) 自由提案（必須）

本業務の目的達成のため有効と考えられる独自の取組を、委託上限額内で実現可能なものについて必ず提案すること。

5 企画提案書の書式等

(1) A4版横書き左綴じとし、10部提出すること。

(2) 「3 基本事項」の(4)業務内容に沿った構成とすること。

※ 費用積算内訳は、積算した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするため、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の108に相当する金額を記載すること。

※ 展示・運営計画策定検討委員会への謝金は、町において定められている基本的な考え方に基づいて算出すること。

※ 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、類似実績）を添付すること。

(3) 提出する企画提案は、各者1案までとする。

(4) 提出後の企画提案内容の変更は認めない。

- (5) 企画提案書等の作成・提出に係る費用は、選定結果に関わらず提案者の負担とする。

また、提出した企画提案書等は、返却しない。

6 契約に関する条件

(1) 成果物

- ・収集したデータ
- ・展示・運営計画策定検討委員会の議事録
- ・震災伝承施設基本計画

(2) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を町に対して文書で報告しなければならない。

(3) 再委託の相手方

受託者は、上記「(2) 再委託等の制限」②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、宮城県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(4) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 町は、本業務の履行につき著しく不相当と認めた場合は、受託者に対し、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 町は、再委託の相手方を本業務の履行につき著しく不相当と認めた場合は、受託者に対し、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、町に対して文書により通知しなければならない。

(5) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から町に移転することとするが、その詳細については、町及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(6) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、南三陸町個人情報保護条例（平成19年南三陸町条例第4号）を遵守しなければならない。